

開発許可後の提出書類等について

(H21. 6. 19 厚土まちづくり推進課)

1 開発許可済の標識の掲示 県細則第19条①

開発許可を受けた者は、開発許可済の標識(県細則の第14号様式)を掲示して下さい。
(様式及び掲示期間は許可書の中に示されていますが、標識の作成等で前もって様式を知りたい場合にはその旨を担当者まで申し出て下さい。)

2 工事の着手の届け出 県細則第9条

用紙は販売されている許可申請書用紙一式の中に入っています。又は「開発許可事務の手引」の中の様式を参照して下さい。

開発許可を受けた者は、当該開発行為に係る工事に着手したとき(着手するときではありません)は、直ちに工事着手届(県細則第8号様式)を提出して下さい。

なお、綾瀬市及び愛川町における開発行為については市町村を経由したものを提出して下さい。(提出部数1部、写真の提出は不要ですが、1の標識の掲示は徹底して下さい。)

3 工事の完了の届け出 法第36条、県細則第10条 (裏面参照)

開発許可を受けた者は、当該開発区域(開発区域を工区に分けたときは工区)の全部について当該開発行為に関する工事を完了したときは、工事完了届出書(省令別記様式第四)にこの文書の裏面(「3 工事の完了の届け出」作成の手引)の記載の図書を添付したものを提出して下さい。

なお、完了検査の現地検査日程等については担当者と調整して下さい。

その他の手続き 必ずあらかじめ担当者と調整して下さい。

◎開発行為の変更許可申請等(法第35条の2) 別紙で手引き有

◎建築制限解除承認申請(法第37条、県細則第8条の3) 別紙で手引き有

(建築工事と並行しなければ開発工事が完了しない場合等が該当します。)

◎開発行為の廃止届出(法第38条、県細則第12条)

◎地位の承継の届出(一般承継、法第44条、県細則第16条)

◎ " 承認申請(特定承継、法第45条、県細則第16条の2) 別紙で手引き有

◎ほか

疑問点等があれば下記の担当者までお問い合わせ下さい。

神奈川県厚木土木事務所 計画建築部 まちづくり推進課

Tel046-223-1711 〒243-0016 厚木市田村町2-28

裏面に続く

「3 工事の完了の届け出」作成の手引

(H21.6.19 厚土まちづくり推進課)

工事の完了の届け出はⅠ工事完了届け出書とⅡ必要添付図書で構成されます。

Ⅰ 工事完了届出書 省令第29条別記様式第四
用紙は許可申請書用紙一式の中に入っています。

様式第四の記の2(開発区域の名称欄)には、許可時から工事完了届の迄の間に分合筆等があった場合は届出時の分合筆等後のもの(最終のもの、Ⅱの②地番目録・③公図の写しでも同様です。)を記入して下さい。

又、販売している様式の用紙一式の中に「公共施設工事完了届出書(省令第29条別記様式第五)」入っていますが、通常の開発区域の全ての開発行為が完了するケースでは不要です。

Ⅱ 必要添付図書

①開発区域位置図

②開発区域区域図

③地番目録

開発区域内の地名地番のみ(地目、地積及び所有者等の記入は不要)を列記したもので、図面とは別葉での添付が必要です。

④公図の写

法務局(登記所)発行(3ヶ月以内)のもの、又転写する場合は写した場所、日付、写した者を記入して下さい。

⑤工事完了図

公共施設の位置及び形状、予定建築物等の用途、開発区域面積、建築敷地面積、地盤高、擁壁がある場合は構造及び地上高、給排水施設等を記入して下さい。(土地利用計画図を利用したの作成が一般的ですが、当該図には給排水施設の表示がない場合もありますので、出来るだけ転記し、転記すると煩雑になる等やむを得ない場合は給排水施設の完了図については別葉でも構いません。設計変更ではない測量誤差(確定測量等による僅少な差異等)については最終面積で記入して下さい。表示については担当者の指示に従って下さい。又、開発区域を工区分けしている場合は、原則、当該完了工区の工事完了図のほかに、開発区域全体を表示した図面に各工区の範囲及び工事の未了・完了等が明示された図面を提出して下さい。)

⑥求積図

開発区域の延長、公共施設の位置及び形状を明記するために必要な求積図を作成してください。なお、求積図は確定測量の結果に基づき、作成してください。また、各区画、公共施設ごとに面積を算出し、記載してください。

⑦開発工事の着手前・完了後の全景写真

(A4サイズ(通常、拡大したカラーコピー等)で、出来るだけ1枚に納まるようにして下さい。)

⑧工事写真

(開発工事の着手前・完了後全景写真と開発工事の部位の寸法、出来形等、特に埋設等されてしまう部分の寸法、出来形、施工状況等)

⑨骨材確認資料

高さ2mを超える擁壁のある開発現場においては、コンクリート材料に溶融スラグ骨材が混入されていない旨を記載した配合計画書等(又は別紙でも可)を提出して下さい。(工事完了届提出前に提出した場合は不要となります。)

IとⅡ(⑦⑧⑨を除く)の図書を綴じたものを市町村長を經由して部数3部及び次の図書を提出して下さい。

- ・Ⅱ⑦⑧の写真及びⅡ⑨の確認資料を正本に1部
- ・開発登録簿用としてⅡ(⑦⑧⑨を除く)の図書を1部

出来形が許可を受けた内容と異なっている場合は、変更の手続き(変更許可申請又は変更届等)が基本的に必要になりますので、その手続きについて、あらかじめ、担当者の指示を受けて下さい。なお、許可内容を変更したい場合は、必ず、前もって担当者と変更内容と手続きについての調整をして下さい。

(手続きについては手引きが有ります。)